機能訓練特化型デイサービスがじゅまる
介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防通所介護相当サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人玄一会（以下「事業者」という。）が設置する機能訓練特化型デイサービスがじゅまる（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービス（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　サービスの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第３条　サービスの提供に当たっては、従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　機能訓練特化型デイサービスがじゅまる

（２）所在地　　彦根市川瀬馬場町 1082 番地 3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）　従事者

生活相談員	1人以上
介護職員	2人以上
看護職員	1人以上
機能訓練指導員	1人以上

生活相談員は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者及びその家族に対する相談助言、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所型サービスの作成等を行う。

介護職員は、サービスの介護業務に当たる。

看護職員は、利用者の健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援します。また、同一法人であるなかつか内科医院と看護体制の連携をとり、密接かつ適切な配置を行い利用者及びご家族が安心してサービスを利用できるよう体制を整えます。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）　営業日　月・火・水・木・金・土曜日（祝日を含む）とする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。

（2）営業時間　8時00分から17時30分までとする。

（3）サービス提供時間　1単位目　9時00分から12時15分までとする。
2単位目　13時30分から16時45分までとする。

（サービスの利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、
１単位目　15名　　2単位目　15名の１日合計30名とする。
合計定員数は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む

（サービスの内容）

第８条　サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（1）介護予防通所介護相当サービス計画の作成

（2）日常生活上の支援

（3）生活指導（相談・援助等)、レクリエーション

（4）機能訓練

（5）健康チェック

（6）送迎

（利用料等）

第９条　サービスを提供した場合の利用料の額は、介護予防・日常生活支援総合事業において彦根市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う介護サービスの送迎に要した交通費は、通常の事業の実施区域を越えて１ｋｍごとに 20 円を徴収するものとする。

３　おむつ代については、実費を徴収する。

４　レクリエーション費用については、実費を徴収する。

５　その他、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

６　前５項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

７　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、彦根市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対するはサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供したサービスに関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（人権の擁護・虐待防止に関する事項）

第１７条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため責任者を設置するほか、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団排除に関する遵守事項）

第１８条　事業を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従事者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

２　事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（その他運営に関する留意事項）

第１９条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人玄一会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第２０条　業務継続計画

（１）　感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続するため及び非常時の早期業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

（２）　従業者に対し、業務継続計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施とする

（３）　定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更する

第２１条　衛生管理及び感染症

（１）　従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行います

（２）　設備及び備品等についても衛生的な管理を実施します

（３）　事業所において感染症が発生又はまん延しないよう措置するものとする

（４）　委員会を設置し、概ね６か月に１回以上感染委員会を開催

（５）　感染予防及びまん延防止のための指針整備をする

（６）　従業者に対し感染予防及びまん延防止についての研修を実施とする

第２２条　虐待・身体拘束防止

（１）　事業所は利用者及び職員等の人権の擁護、虐待及び身体拘束等の発生又は防止をするための措置を講じるものとする

（２）　虐待及び身体拘束防止の対策を図るための委員会を設置し、虐待及び身体拘束防止委員会を定期的に実施し従業者に対し研修、周知徹底をする

（３）　虐待を受けたと思われる事項が確認された場合は、速やかに市町村に通報する

（４）　事業者は身体又は生命を保護するため、緊急にてやむを得ない場合を除き身体拘束は行わないものとする

第２３条　ハラスメント

（１）　事業所における職員間及び利用者、利用者家族、関係機関等においてハラスメント

が発生しないよう取り組んでいく

（２）　ハラスメント防止のための基本方針徹底やハラスメント研修を実施

（３）　事業所において、職員間及び利用者、利用者家族、関係機関等でハラスメントが発生した場合は速やかに相談、報告を行うものとする

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 6 年 1 月 4 日から改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から改定する。